

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整 理 番 号	配6	経営管理実施権の設定を受ける者（丙）				（氏名又は名称） 岡崎森林組合 代表理事 荻野 昌彦				（住所又は所在地） 岡崎市明見町字田代9番地1						
		経営管理実施権を設定する市町村（乙）				（名称） 岡崎市長 内田 康宏				（所在地） 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地						
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										Aの森林所有者（甲）				経営管理実施 権の始期	経営管理実施権 の存続期間（B）	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	登記 面積 ha	実測 面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地			氏名又は名称			
1																
2		裏面以降に記載														
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）

岡崎市長 内田 康宏 印

住所（同上）

岡崎市長 内田 康宏 印

権利の設定をする市町村（乙）

岡崎市長 内田 康宏 印

住所（同上）

岡崎市長 内田 康宏 印

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）										Ａの森林所有者（甲）		経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（Ｂ）	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	登記面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
1	岡崎市石原町淀野	58-3	2143	イ	---	0.0037	0.0030	---	---			公告した日	2039, 3. 31	集13-1
2	岡崎市石原町淀野	69	2143	イ	山林	0.0257	3.1400	スギ	62			同上	同上	集13-1
3	岡崎市石原町淀野	70	2143	イ	山林	0.0495	上段に含む	スギ	62			同上	同上	集13-1
4	岡崎市石原町淀野	71	2143	イ	山林	0.238	上段に含む	ヒノキ	62			同上	同上	集13-1
5	岡崎市石原町淀野	72	2143	イ	山林	0.0158	上段に含む	ヒノキ	62			同上	同上	集13-1
6	岡崎市石原町淀野	73	2143	イ	山林	0.1289	上段に含む	ヒノキ	62			同上	同上	集13-1
7	岡崎市石原町淀野	74	2143	イ	山林	0.0158	上段に含む	スギ	110			同上	同上	集13-1
8	岡崎市石原町淀野	74	2143	イ	山林	上段に含む	上段に含む	ヒノキ	88			同上	同上	集13-1
9	岡崎市石原町淀野	74	2143	イ	山林	上段に含む	上段に含む	ヒノキ	110			同上	同上	集13-1
10	岡崎市石原町淀野	74	2143	イ	山林	上段に含む	上段に含む	広葉樹	85			同上	同上	集13-1
11	岡崎市石原町淀野	76	2143	イ	山林	0.0198	上段に含む	スギ	90			同上	同上	集13-1
12	岡崎市石原町淀野	76	2143	イ	山林	上段に含む	上段に含む	ヒノキ	88			同上	同上	集13-1
13	岡崎市石原町淀野	76	2143	イ	山林	上段に含む	上段に含む	ヒノキ	110			同上	同上	集13-1
14	岡崎市石原町淀野	76	2143	イ	山林	上段に含む	上段に含む	広葉樹	85			同上	同上	集13-1
15	岡崎市石原町淀野	80	2143	イ	山林	0.0178	上段に含む	広葉樹	75			同上	同上	集13-1
16	岡崎市石原町淀野	82	2143	イ	山林	0.0892	上段に含む	スギ	100			同上	同上	集13-1
17	岡崎市石原町淀野	82	2143	イ	山林	上段に含む	上段に含む	ヒノキ	100			同上	同上	集13-1
18	岡崎市石原町淀野	85	2143	イ	山林	0.0188	上段に含む	ヒノキ	59			同上	同上	集13-1
19	岡崎市石原町淀野	87	2143	イ	山林	0.1388	上段に含む	スギ	100			同上	同上	集13-1
20	岡崎市石原町淀野	87	2143	イ	山林	上段に含む	上段に含む	ヒノキ	100			同上	同上	集13-1

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）										Ａの森林所有者（甲）		経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（Ｂ）	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	登記面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
21	岡崎市石原町淀野	136	2143	イ	山林	0.5157	上段を含む	ヒノキ	60			公告した日	2039.3.31	集13-1
22	岡崎市石原町淀野	81	2143	イ	山林	0.0476	0.1000	スギ	100			同上	同上	集13-1
23	岡崎市石原町淀野	99	2143	イ	山林	0.0138	上段を含む	スギ	100			同上	同上	集13-1
24	岡崎市石原町淀野	99	2143	イ	山林	上段を含む	上段を含む	ヒノキ	100			同上	同上	集13-1
25	岡崎市石原町淀野	106	2143	イ	山林	0.0089	0.0100	スギ	80			同上	同上	集13-1
26	岡崎市石原町淀野	106	2143	イ	山林	上段を含む	上段を含む	ヒノキ	80			同上	同上	集13-1
27	岡崎市石原町淀野	116	2143	イ	山林	0.0148	0.0200	ヒノキ	100			同上	同上	集13-1
28	岡崎市石原町淀野	138	2143	イ	山林	0.0198	0.0300	マツ類	95			同上	同上	集13-1
29	岡崎市石原町淀野	62	2143	イ	山林	0.0257	0.8800	スギ	65			同上	同上	集13-1
30	岡崎市石原町淀野	63	2143	イ	山林	0.7636	上段を含む	ヒノキ	58			同上	同上	集13-1
31	岡崎市石原町淀野	123-1	2143	イ	山林	0.2479	0.5900	広葉樹	75			同上	同上	集13-1
32	岡崎市石原町淀野	123-1	2143	イ	山林	上段を含む	上段を含む	スギ	60			同上	同上	集13-1
33	岡崎市石原町淀野	123-1	2143	イ	山林	上段を含む	上段を含む	ヒノキ	110			同上	同上	集13-1
34	岡崎市石原町淀野	123-13	2143	イ	山林	0.2181	0.5600	スギ	64			同上	同上	集13-1
35	岡崎市石原町淀野	123-13	2143	イ	山林	上段を含む	上段を含む	ヒノキ	60			同上	同上	集13-1
36	岡崎市石原町淀野	123-13	2143	イ	山林	上段を含む	上段を含む	ヒノキ	64			同上	同上	集13-1
37	岡崎市石原町淀野	123-13	2143	イ	山林	上段を含む	上段を含む	マツ類	60			同上	同上	集13-1
38	岡崎市石原町淀野	62	2143	イ	山林	0.0257	0.8800	スギ	65			同上	同上	集13-2-1
39	岡崎市石原町淀野	63	2143	イ	山林	0.7636	上段を含む	ヒノキ	58			同上	同上	集13-2-1
40	岡崎市石原町淀野	123-1	2143	イ	山林	0.2479	0.5900	広葉樹	75			同上	同上	集13-2-1

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										Aの森林所有者（甲）		経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（B）	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	登記面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
41	岡崎市石原町淀野	123-1	2143	イ	山林	上段を含む	上段を含む	スギ	60			公告した日	2039, 3. 31	集13-2-1
42	岡崎市石原町淀野	123-1	2143	イ	山林	上段を含む	上段を含む	ヒノキ	110			同上	同上	集13-2-1
43	岡崎市石原町淀野	123-13	2143	イ	山林	0. 2181	0. 5600	スギ	64			同上	同上	集13-2-1
44	岡崎市石原町淀野	123-13	2143	イ	山林	上段を含む	上段を含む	ヒノキ	60			同上	同上	集13-2-1
45	岡崎市石原町淀野	123-13	2143	イ	山林	上段を含む	上段を含む	ヒノキ	64			同上	同上	集13-2-1
46	岡崎市石原町淀野	123-13	2143	イ	山林	上段を含む	上段を含む	マツ類	60			同上	同上	集13-2-1
47	岡崎市石原町淀野	62	2143	イ	山林	0. 0257	0. 8800	スギ	65			同上	同上	集13-2-2
48	岡崎市石原町淀野	63	2143	イ	山林	0. 7636	上段を含む	ヒノキ	58			同上	同上	集13-2-2
49	岡崎市石原町淀野	123-1	2143	イ	山林	0. 2479	0. 5900	広葉樹	75			同上	同上	集13-2-2
50	岡崎市石原町淀野	123-1	2143	イ	山林	上段を含む	上段を含む	スギ	60			同上	同上	集13-2-2
51	岡崎市石原町淀野	123-1	2143	イ	山林	上段を含む	上段を含む	ヒノキ	110			同上	同上	集13-2-2
52	岡崎市石原町淀野	123-13	2143	イ	山林	0. 2181	0. 5600	スギ	64			同上	同上	集13-2-2
53	岡崎市石原町淀野	123-13	2143	イ	山林	上段を含む	上段を含む	ヒノキ	60			同上	同上	集13-2-2
54	岡崎市石原町淀野	123-13	2143	イ	山林	上段を含む	上段を含む	ヒノキ	64			同上	同上	集13-2-2
55	岡崎市石原町淀野	123-13	2143	イ	山林	上段を含む	上段を含む	マツ類	60			同上	同上	集13-2-2
56	岡崎市石原町淀野	62	2143	イ	山林	0. 0257	0. 8800	スギ	65			同上	同上	集13-3
57	岡崎市石原町淀野	63	2143	イ	山林	0. 7636	上段を含む	ヒノキ	58			同上	同上	集13-3
58	岡崎市石原町淀野	123-1	2143	イ	山林	0. 2479	0. 5900	広葉樹	75			同上	同上	集13-3
59	岡崎市石原町淀野	123-1	2143	イ	山林	上段を含む	上段を含む	スギ	60			同上	同上	集13-3
60	岡崎市石原町淀野	123-1	2143	イ	山林	上段を含む	上段を含む	ヒノキ	110			同上	同上	集13-3

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）										Ａの森林所有者（甲）		経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（Ｂ）	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	登記面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
61	岡崎市石原町淀野	123-13	2143	イ	山林	0.2181	（ --- ）	スギ	64			公告した日	2039, 3. 31	集13-3
62	岡崎市石原町淀野	123-13	2143	イ	山林	上段に含む	（ --- ）	ヒノキ	60			同上	同上	集13-3
63	岡崎市石原町淀野	123-13	2143	イ	山林	上段に含む	（ --- ）	ヒノキ	64			同上	同上	集13-3
64	岡崎市石原町淀野	123-13	2143	イ	山林	上段に含む	（ --- ）	マツ類	60			同上	同上	集13-3
65	岡崎市石原町淀野	75	2143	イ	山林	0.109	0.1700	スギ	90			同上	同上	集13-3
66	岡崎市石原町淀野	113	2143	イ	山林	0.0793	0.1700	スギ	70			同上	同上	集13-3
67	岡崎市石原町淀野	113	2143	イ	山林	上段に含む	上段に含む	ヒノキ	70			同上	同上	集13-3
68	岡崎市石原町淀野	111	2143	イ	山林	0.0198	0.0200	スギ	95			同上	同上	集13-4
69	岡崎市石原町淀野	123-9	2143	イ	山林	0.2578	0.7200	スギ	62			同上	同上	集13-4
70	岡崎市石原町淀野	123-9	2143	イ	山林	上段に含む	上段に含む	ヒノキ	32			同上	同上	集13-4
71	岡崎市石原町淀野	123-9	2143	イ	山林	上段に含む	上段に含む	ヒノキ	62			同上	同上	集13-4
72	岡崎市石原町淀野	123-9	2143	イ	山林	上段に含む	上段に含む	マツ類	105			同上	同上	集13-4
73	岡崎市石原町淀野	59-1	2143	イ	山林	0.1368	0.1600	スギ	90			同上	同上	集13-6-1
74	岡崎市石原町淀野	59-1	2143	イ	山林	上段に含む	上段に含む	ヒノキ	40			同上	同上	集13-6-1
75	岡崎市石原町淀野	59-2	2143	イ	山林	0.0114	0.0100	---	---			同上	同上	集13-6-1
76	岡崎市石原町淀野	59-1	2143	イ	山林	0.1368	0.1600	スギ	90			同上	同上	集13-6-2
77	岡崎市石原町淀野	59-1	2143	イ	山林	上段に含む	上段に含む	ヒノキ	40			同上	同上	集13-6-2
78	岡崎市石原町淀野	59-2	2143	イ	山林	0.0114	0.0100	---	---			同上	同上	集13-6-2
79	岡崎市石原町淀野	65	2143	イ	山林	0.0168	0.0200	スギ	75			同上	同上	集13-8
80	岡崎市石原町淀野	98	2143	イ	山林	0.0297	0.0600	---	---			同上	同上	集13-8

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）										Ａの森林所有者（甲）		経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（Ｂ）	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	登記面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
81	岡崎市石原町淀野	107	2143	イ	山林	0.0099	0.0100	ヒノキ	100			公告した日	2039, 3. 31	集13-8
82	岡崎市石原町淀野	100	2143	イ	山林	0.0261	0.0300	ヒノキ	40			同上	同上	集13-13
83	岡崎市石原町淀野	101	2143	イ	山林	0.0495	0.0700	スギ	95			同上	同上	集13-14
84	岡崎市石原町淀野	101	2143	イ	山林	上段に含む	上段に含む	ヒノキ	95			同上	同上	集13-14
85	岡崎市石原町淀野	102	2143	イ	山林	0.2667	0.3600	ヒノキ	65			同上	同上	集13-14
86	岡崎市石原町淀野	112	2143	イ	山林	0.0148	0.0100	スギ	70			同上	同上	集13-14
87	岡崎市石原町淀野	103	2143	イ	山林	0.3966	0.5500	スギ	60			同上	同上	集13-15
88	岡崎市石原町淀野	103	2143	イ	山林	上段に含む	上段に含む	ヒノキ	60			同上	同上	集13-15
89	岡崎市石原町淀野	103	2143	イ	山林	上段に含む	上段に含む	マツ類	110			同上	同上	集13-15
90	岡崎市石原町淀野	105	2143	イ	山林	0.0287	0.0400	ヒノキ	105			同上	同上	集13-16-1
91	岡崎市石原町淀野	108	2143	イ	山林	0.0228	0.0300	ヒノキ	100			同上	同上	集13-16-1
92	岡崎市石原町淀野	105	2143	イ	山林	0.0287	0.0400	ヒノキ	105			同上	同上	集13-16-2
93	岡崎市石原町淀野	108	2143	イ	山林	0.0228	0.0300	ヒノキ	100			同上	同上	集13-16-2
94	岡崎市石原町淀野	123-5	2143	イ	山林	0.2181	（ --- ）	広葉樹	85			同上	同上	集13-23-1
95	岡崎市石原町淀野	123-5	2143	イ	山林	0.2181	（ --- ）	広葉樹	85			同上	同上	集13-23-2
96	岡崎市石原町淀野	123-6	2143	イ	山林	0.2082	0.5400	スギ	75			同上	同上	集13-24
97	岡崎市石原町淀野	123-6	2143	イ	山林	上段に含む	上段に含む	ヒノキ	95			同上	同上	集13-24
98	岡崎市石原町淀野	123-6	2143	イ	山林	上段に含む	上段に含む	マツ類	73			同上	同上	集13-24
99	岡崎市石原町淀野	123-6	2143	イ	山林	上段に含む	上段に含む	ヒノキ	47			同上	同上	集13-24
100	岡崎市石原町淀野	123-7	2143	イ	山林	0.2776	0.8500	広葉樹	95			同上	同上	集13-25

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										Aの森林所有者（甲）		経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（B）	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	登記面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
101	岡崎市石原町淀野	123-7	2143	イ	山林	上段を含む	上段を含む	ヒノキ	47			公告した日	2039, 3. 31	集13-25
102	岡崎市石原町淀野	123-7	2143	イ	山林	上段を含む	上段を含む	広葉樹	95			同上	同上	集13-25
103	岡崎市石原町淀野	123-12	2143	イ	山林	0. 2776	0. 6200	スギ	110			同上	同上	集13-26
104	岡崎市石原町淀野	123-12	2143	イ	山林	上段を含む	上段を含む	ヒノキ	110			同上	同上	集13-26
105	岡崎市石原町淀野	123-12	2143	イ	山林	上段を含む	上段を含む	マツ類	73			同上	同上	集13-26
106	岡崎市石原町淀野	123-14	2143	イ	山林	0. 3768	（ --- ）	スギ	55			同上	同上	集13-27-1
107	岡崎市石原町淀野	123-14	2143	イ	山林	上段を含む	（ --- ）	スギ	75			同上	同上	集13-27-1
108	岡崎市石原町淀野	123-14	2143	イ	山林	上段を含む	（ --- ）	スギ	105			同上	同上	集13-27-1
109	岡崎市石原町淀野	123-14	2143	イ	山林	上段を含む	（ --- ）	ヒノキ	55			同上	同上	集13-27-1
110	岡崎市石原町淀野	123-14	2143	イ	山林	上段を含む	（ --- ）	ヒノキ	60			同上	同上	集13-27-1
111	岡崎市石原町淀野	123-14	2143	イ	山林	上段を含む	（ --- ）	ヒノキ	75			同上	同上	集13-27-1
112	岡崎市石原町淀野	123-14	2143	イ	山林	上段を含む	（ --- ）	ヒノキ	42			同上	同上	集13-27-1
113	岡崎市石原町淀野	123-14	2143	イ	山林	上段を含む	（ --- ）	ヒノキ	43			同上	同上	集13-27-1
114	岡崎市石原町淀野	123-14	2143	イ	山林	0. 3768	（ --- ）	スギ	55			同上	同上	集13-27-2
115	岡崎市石原町淀野	123-14	2143	イ	山林	上段を含む	（ --- ）	スギ	75			同上	同上	集13-27-2
116	岡崎市石原町淀野	123-14	2143	イ	山林	上段を含む	（ --- ）	スギ	105			同上	同上	集13-27-2
117	岡崎市石原町淀野	123-14	2143	イ	山林	上段を含む	（ --- ）	ヒノキ	55			同上	同上	集13-27-2
118	岡崎市石原町淀野	123-14	2143	イ	山林	上段を含む	（ --- ）	ヒノキ	60			同上	同上	集13-27-2
119	岡崎市石原町淀野	123-14	2143	イ	山林	上段を含む	（ --- ）	ヒノキ	75			同上	同上	集13-27-2
120	岡崎市石原町淀野	123-14	2143	イ	山林	上段を含む	（ --- ）	ヒノキ	42			同上	同上	集13-27-2

[illegible]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。

(ア)偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

(イ)森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

(ウ)当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

(エ)経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

(オ)正当な理由がなく(4)の報告をしない場合

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。

⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理の経費に相当する額を支払うものとする。

(13) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項(森林保険等)及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

3 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

- ① 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を実施するものとする。
- ② なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- ③ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

4 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

① 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法

ア 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

② 木材の販売収益の額の算定方法

ア 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

なお、収益の額については、経営管理実施権者が実施した施業単位毎に実際に木材を販売して得られて収益の額を、当該施業単位を構成する各経営管理権集積計画に係る見積り時点の販売額で按分して算定した額とする。

③ 伐採等に要する経費の算定方法

ア 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。

イ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。

④ 留意事項

ア 上記3において、経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が経費の見積額を上回る場合については、見積額を用いて算出することとし、実費と見積額の差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が経費の見積額を下回る場合については、実費を用いて算出することとし、実費と見積額の差額は甲に支払うものとする。

イ 上記２の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記３の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を丙が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。

５ 丙が甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

- ① 丙から甲に対するＤの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- ① 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

６ 「１．２．３」の対象森林

- ① 丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）